漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則(令和 2 年神奈川県規則第 91 号)第 5 条第 1 項第 3 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種	許可又は起	推進	操業区域	漁業時	許可又は起業の認可を	(規則第14条第1	許可又は	許可の
類	業の認可を	機関		期	すべき漁業者の資格	項により許可又は起	起業の認	有効期
	すべき漁業	の馬				業の認可時に付加す	可を申請	間
	者の数	力数				る条件)	すべき期	
	(人)						間	
かます	1	定め	共第8号共同漁業権	1 月 1	葉山町に漁業根拠地を	共同漁業権にもとづ	令和5年	許可日か
を目的		なし	の漁場の区域	日から	有しており、かつ、共第	く共同漁業の操業を	4月29日	ら令和8
とする				12月31	8 号共同漁業権の漁場	妨げてはならない。	から同年	年4月
狩刺し				日まで	の区域においてかます		5月28日	16 日ま
網漁業					を目的とする狩刺し網		まで	で
					漁業を営むことについ			
					て当該漁業権の漁業権			
					者の受忍を受けている			
					者			
ぼらを	1	同上	同上	同上	葉山町に漁業根拠地を	同上	同上	同上
目 的 と					有しており、かつ、共第			
する狩					8 号共同漁業権の漁場			
刺し網					の区域においてぼらを			
漁業					目的とする狩刺し網漁			
					業を営むことについて			

※ 漁業根拠地:許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

					当該漁業権の漁業権者			
					の受忍を受けている者			
いしも	1	同上	共第 11 号共同漁業権	同上	藤沢市片瀬海岸に漁業	なし	同上	令和5年
ち、いな			の漁場の区域		根拠地を有しており、か			6月11
だ、この					つ、共第 11 号共同漁業			日から令
しろ及					権の漁場の区域におい			和8年4
びぼら					ていしもち、いなだ、こ			月 16 日
を目的					のしろ及びぼらを目的			まで
とする					とする狩刺し網漁業を			
狩 刺 し					営むことについて当該			
網漁業					漁業権の漁業権者の受			
					忍を受けている者			